

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.5.1	契約解除	変更前	営業所	518060	上三田簡易郵便局	○	広島県広島市安佐北区白木町三田9451-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.5.6	契約解除	変更前	営業所	737550	宮崎希望ヶ丘簡易郵便局	○	宮崎県宮崎市希望ヶ丘3-11-8	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	219040	知立西丘簡易郵便局	○	愛知県知立市逢妻町西栄8-15	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	219040	知立西丘簡易郵便局	○	愛知県知立市逢妻町西栄8-15	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	228380	平塚簡易郵便局	○	三重県いなべ市大安町平塚518-1	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	228380	平塚簡易郵便局	○	三重県いなべ市大安町平塚518-1	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	438380	宇仁簡易郵便局	○	兵庫県加西市油谷町458	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	438380	宇仁簡易郵便局	○	兵庫県加西市油谷町458	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	契約締結	変更前	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		変更後	郵便局	438670	神戸山田町簡易郵便局	○	兵庫県神戸市北区山田町原野馬場11-5	-	○	○	○	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	467180	六地藏簡易郵便局	○	滋賀県栗東市六地藏東浦410-5	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	467180	六地藏簡易郵便局	○	滋賀県栗東市六地藏東浦410-5	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	467190	滋賀里簡易郵便局	○	滋賀県大津市滋賀里3-1-29	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	467190	滋賀里簡易郵便局	○	滋賀県大津市滋賀里3-1-29	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	717100	月瀬簡易郵便局	○	熊本県玉名市溝上353-2	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	717100	月瀬簡易郵便局	○	熊本県玉名市溝上353-2	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	748870	目尾簡易郵便局	○	福岡県飯塚市目尾992-10	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	748870	目尾簡易郵便局	○	福岡県飯塚市目尾992-10	-	○	○	×	○	○	-	

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	817230	鱒淵簡易郵便局	○	宮城県登米市東和町米川寺内5 5-2	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	817230	鱒淵簡易郵便局	○	宮城県登米市東和町米川寺内5 5-2	○	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	838280	幸町簡易郵便局	○	岩手県久慈市小久慈町3 7-3 4-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	838280	幸町簡易郵便局	○	岩手県久慈市小久慈町3 7-3 4-4	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.1	業務変更	変更前	郵便局	977820	芦別溪水簡易郵便局	○	北海道芦別市北6条西3-1 2-6	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	977820	芦別溪水簡易郵便局	○	北海道芦別市北6条西3-1 2-6	○	○	○	×	○	○	-	
R8.6.8	移転・再開	変更前	郵便局	311990	三明郵便局	-	石川県羽咋郡志賀町三明り1 2 4-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	311990	三明郵便局	-	石川県羽咋郡志賀町三明リ1	○	○	○	○	○	○	-	
R8.6.8	移転	変更前	郵便局	414030	淀川十三東郵便局	-	大阪府大阪市淀川区十三東2-1 2-3 6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	414030	淀川十三東郵便局	-	大阪府大阪市淀川区十三東1-1 8-2 4	-	○	○	○	○	○	-	
R8.6.15	移転	変更前	郵便局	442810	京都藤森郵便局	-	京都府京都市伏見区深草直達橋南1-4 9 7-8	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	442810	京都藤森郵便局	-	京都府京都市伏見区深草直達橋南1-5 0 5-2	-	○	○	○	○	○	-	
R8.6.15	移転	変更前	営業所	467170	大津藤尾簡易郵便局	○	滋賀県大津市追分町1 3-1 0	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	467170	大津藤尾簡易郵便局	○	滋賀県大津市追分町7-7	-	○	○	×	○	○	-	
R8.6.30	契約解除	変更前	営業所	908320	稲里簡易郵便局	○	北海道勇払郡むかわ町穂別稲里4 1 7-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。